令和３年度 第３回 豊田市国民健康保険運営協議会 議事録（要約表記）

日　時　　令和３年１２月１６日（木）午後２時～３時
会　場　　とよた男女共同参画センター　情報交換室

《出席委員》
１４名

城戸　よしみ（被保険者代表）
黒川　照明　（被保険者代表）
鈴木　みさ子（被保険者代表）
宇野　忠男　（被保険者代表）
関口　哲男　（被保険者代表）
笹山　秀彦　（被用者保険代表）
近藤　栄治　（保険医薬剤師代表）
福岡　保芳　（保険医薬剤師代表）
吉田　哲也　（保険医薬剤師代表）
幸村　的美　（公益代表）※　会長
梅村　康子　（公益代表）※　職務代理者
阪峯　秀明　（公益代表）
小澤　尚司　（公益代表）
藪押　光市　（公益代表）

《欠席委員》
３名

山本　広道　（被用者保険代表）
伊藤　直史　（保険医薬剤師代表）
髙橋　昌久　（保険医薬剤師代表）

《事務局》
１３名

藤井　美彰　（市民部長）
逵本　真弓　（市民部副部長）
鈴木　稚佳子（地域保健課長）
河合　貴文　（保健部総務課長）
後藤　直樹　（債権管理課長）
堀田　厳　　（国保年金課長）
古澤　篤史　（国保年金課副課長）
神谷　佳代　（国保年金課担当長）
青井　芳裕　（国保年金課担当長）
加藤　英昭　（国保年金課担当長）
中根　紘子　（国保年金課担当長）
須賀　淳子　（国保年金課主査）
那須　絵梨花（国保年金課主事）

《傍聴者》
０名

1　会長あいさつ
2　協議会の成立

３　議事録署名者の選任

議長が議事録署名者に黒川委員を指名

４　議　事

【協議事項】　「令和４年度豊田市国民健康保険税率等の答申案について」

（事務局）　資料に基づき、審議経過の概要及び答申案を説明

（議長）　答申案の前に、第２回資料を整理した資料の１～２ページについて、質問はあるか。

（委員）　２ページの２の検討に用いた各種税率及び税額シミュレーションについて確認したいので、モデル世帯①と③の国保税の計算方法を教えてほしい。軽減制度を活用するとこの税額になるということでよいか。

（事務局）　おっしゃるとおり、７・５・２割の軽減制度を効かせた計算である。モデル世帯①には７割軽減が適用されている。

（議長）　４ページの第１　審議経過について意見はあるか。（意見なし）
５～６ページの第２　答申内容について意見はあるか。

（委員）　５ページの１（２）ウに「後期高齢者支援金分と介護納付金分についても改定を検討する必要性が認められる」とあるが、これはどういうことか確認したい。

（事務局）　資料２ページをご覧いただきたい。改定案の右側にある「都道府県標準保険料率」は、県が示している来年度に県内で税率を統一した際の目安で、これとどれだけ開きがあるかが焦点となるが、医療分・後期分・介護分すべて豊田市の改定案に比べると、まだまだ開きがある状況。今回の改定の中では、医療分の所得割額、つまりすべての被保険者の所得に対して課税をする部分のみを引き上げているが、今度、後期分や介護分も検討が必要だと考えている。

（議長）　医療分・後期分・介護分とそれぞれ分けて国保税が計算されているが、昨年も一昨年前も一番開きが多かった医療分のみを引き上げて調整してきた。もう少し差が少なくなってくると、後期分と介護分も調整して標準保険料率に近づけていくと理解している。
次に、６ページの第３　その他付帯意見について意見はあるか。

（委員）　付帯意見の１、レセプト点検による医療費適正化の部分で、レセプト点検も大切だが、療養費あるいは調剤報酬、ジェネリック医薬品も含まれているので、そのあたりも盛り込んではいかがか。

（事務局）　一連の取組として「レセプト点検による」という表現にしたが、医療費適正化の中には、医療費通知の発送やジェネリック医薬品の推奨も含めているつもり。より表現を分かりやすくできるようであれば検討させていただきたい。

（委員）　「等」を入れるか、かっこ書きで付け加えるかすると理解しやすいのではないか。

（事務局）　レセプト点検によるではなく、レセプト点検等による医療費適正化はいかがか。

（委員）　よいと思う。

（議長）　付帯意見については、昨年度は４点だった。昨年度は第２の答申内容に記入していた３の再協議について１項目で落とし込んでいるのみで、内容が変わっているわけではない。４の「中長期の見通しの中間地点においては、市独自の激変緩和措置について見直すべきか検討が必要である」というところについては、昨年度と変更されている。その点を踏まえて意見はあるか。（意見なし）

では、答申書全体についての意見はあるか。

（委員）　ジェネリック医薬品の推進について。新聞でも報道がされているように、ジェネリック医薬品の供給が不安定で、薬局側としては出しにくい状況であり、仕方なく先発医薬品を出している。厚労省の話では、今後２年くらいは供給不安定な状況が続くであろうということだ。それを加味したうえで、取組をしてほしい。

（事務局）　ご意見ありがとうございます。その点を踏まえて取組をしていきたい。

（委員）　薬局でジェネリック医薬品を勧められるが、ジェネリック医薬品に切り替えることで、国保の運営にどのような影響があるのか。何か影響があるので、薬局にも要請があるのか。

（委員）　現在、ジェネリック医薬品の使用割合は全体の８割を超えている状況である。国の認識では８割超は整っている状態といえる。しかし、供給が不安定な状況にあって、さらに使用割合を増やそうとしても増やせないのは目にみえている。各世帯に「ジェネリック医薬品を使うと、これだけ医療費が安くなるという通知が届いていると思うが、現実には「希望します」と言っても供給がなく、出せないという状況である。その辺りを考慮していただきたい。

（議長）　以上を踏まえ、その他付帯意見の１については、レセプト点検等とするなど微修正を加え、市長に答申することとする。

（議長）　次に、報告事項に入る。

【報告事項】　制度改正について

（議長）　報告事項について、質問はあるか。（質問なし）
その他、全体的に意見や質問はあるか。

（委員）　国保税の限度額はいくらか。

（事務局）　医療分・後期分・介護分をすべて合わせて 99 万円である。国においては、令和４年度の限度額を 102 万円に引き上げる予定である。

（委員）　これは、近隣の西三河の市町と比べて安い方なのか。

（事務局）　法律を準拠しているので、すべて同じである。
特に意見がなければ、この案で答申を提出する。
これをもって本日の運営協議会に提出された案件はすべて終了した。
〈議事終了により、会長議長を降りる〉

以上